

## 「たかやま未来センター さとのわ」のロゴ決定！

新施設「たかやま未来センター さとのわ」のロゴが決定しました。

※裏表紙にカラーのロゴが掲載されています。

ロゴマークでは、高山村の“たから”である豊かな自然「みず」「ひ」「つち」「やま」と、人と人との繋がる場「さとのわ」の4つのエリアを表現しました。

周りを囲う「わ」には余白があり、ヒトやモノ・コトがいつまでも交流できる“開かれた輪”を表しています。



たかやま未来センター  
さとのわ



高山の旬をほおぼる  
さとのわカフェ

高山村の「うんめえ〜」を再発見しながら、顔が見える食材を中心に、ジェラート・ピザ・ごはんもの・スープなどを提供するカフェです。



暮らしと観光を育む  
さとのわラウンジ

村民同士、村外の人たちとの繋がりが生まれる場です。観光案内やシェアキッチン、ワークスペースの他、役場の一部機能も備わっています。



村のおいしいをかたちにする  
さとのわフードファクトリー

高山村の豊かな土で育った野菜たちを新鮮なままの状態で加工します。ペーストにして、カフェのジェラートやスープとして活躍する予定です。



人の輪がひろがる  
だんだん

階段状のスペースで、友達と家族とゆったりできる場所になっており、カフェの食事も可能です。イベント会場としても利用できます。



### たかやまの文壇

(文化協会短歌部)

2022年3月短歌会

「雪積もり寒風吹きさむ山肌に」

亡き妻の視線追いくる思いして鏡の前で着衣を正す  
寂聴の法話のテープ聴きながら眠れぬ夜半の心静める

割田 良次

立春となりて静かに降る雪よ黄金の国へと姉旅立ちぬ  
手渡せば涙のうかぶ姉の顔われの歌集を読み過ぎて逝きたり

小林 良教

雪積もり寒風吹きさむ山肌に小さき楢の芽の動きを見入る  
月照りて夜のしじまを打ち破り冷え込む道を救急車走る

大津 初司

国訛り明るき声が賑やかにコロナ吹き飛ぶカーリング場  
凍空に強く光れる金星に力もらいぬ宇宙の不思議

後藤 節子

幼な孫の開ける姿を思いつつ独老の冬小さき荷づくり  
沈丁花夜来の雪の綿帽子ほのかに香るまぶしき窓辺

岩永 幸子

軽トラに乗せてもらったドライブは周りの景色無上の楽しさ  
住還をニコニコ顔の子等二人雪なげあつて声高らかに

平形美祢子

氷雪を高く舞い飛ぶ妙技相つぎて若き讃えて今日も暮せり

佐藤 重夫

母の忌や同胞なべて遠のけりわれら老いゆく疫禍のなかに  
甘藷焼けば「焼芋」と表わすは農の我には解せぬ表現

木村朝次郎

## 交流施設「なごみ」のご利用について

4月より、なごみの開館日が週3日に変更となります。

なお、開館日等は次のとおりです。

- 開館日 火、木、土曜日
- 開館時間 午前9時30分から午後4時30分まで
- 村外利用者 利用料：100円

大変、ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

- ※1 新型コロナウイルスの感染状況により休館になる場合もあります。
- ※2 開館日以外でサロンや集会等でご利用を希望する場合は、保健みらい課へご相談ください。

☎63-1311

## 十二ヶ岳カタクリ登山参加者募集

うららかな春の陽気の下、美しいカタクリの群生地を観察に十二ヶ岳へ行きませんか？ガイドボランティアが皆様をご案内します！

- 開催日 令和4年4月30日(土)  
午前9時～午後2時(予定)
- 場 所 十二ヶ岳(群馬県高山村 標高約1200m)
- 集 合 道の駅中山盆地北駐車場  
午前8時45分受付開始

- 持ち物 飲み物、昼食、(お持ちの方は)杖
- 参加費 無料
- 募集人数 先着20名(22日まで)  
※保険は各自加入してください。  
※一部登山道があるため、体力に合わせてご参加ください。

《お問い合わせ先》 高山村ガイドボランティア事務局(地域振興課) ☎0279-63-2111

## 「はかり」の定期検査を実施します

計量法では、取引または証明に使用している「はかり」は、2年に1回の定期検査を受けることが義務づけられています。高山村は今年度が受検年度です。忘れずに検査を受けましょう。

- 日時 6月15日(水) 10:00～12:00
- 場所 いぶき会館1階ロビー
- 検査対象となる「はかり」
  - ・工場、商店などで業務に使用するもの
  - ・学校、幼稚園、保育園、病院、診療所などで健康診断に使用するもの
  - ・病院、診療所、薬局などで調剤に使用するもの
  - ・農家、農協などで農産物の出荷・販売に使用するもの
  - ・運送事業者(宅配便の取次店を含む)が業務に使用するもの
  - ・その他、取引・証明に使用するもの

- その他 当日は検査手数料が必要となります。  
ご不明な点については、お問い合わせください。

### 《お問い合わせ先》

- ・高山村役場 地域振興課 ☎63-2111
- ・(一社)群馬県計量協会 ☎027-263-8217
- ・群馬県計量検定所 ☎027-263-2436

## 高山村農業振興協議会関連補助事業の案内について

高山村農業振興協議会では、農業の振興を促進するための事業を行うのに要する経費の負担を軽減するため、農業者及び各種団体へ補助金を交付しますのでご活用ください。

### ●補助事業の種類

| 補助事業の種類                        | 補 助 率                                                                       |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 1. 農業経営に必要な運転資金の借入金の利子補給       | 借入利息の50%以内<br>制度資金以外 1年間                                                    |
| 2. 生産資材(パイプハウス)の購入資金補助         | 50%又は10万円の低い額                                                               |
| 3. 新規作物導入資金の補助                 | 50%以内<br>(新規導入作物は3年間とする)                                                    |
| 4. 各種農業団体の先進地視察等の補助<br>(年1回限り) | 50%以内                                                                       |
| 5. 特産物の研究加工販売に対する補助            | 80%又は50万円の低い額                                                               |
| 6. 各種団体の運営資金                   | 1団体12万円以内                                                                   |
| 7. その他会長及び委員長が認めた者             | 1/5以内とし補助上限額は30万円とする。ただし、<br>認定農業者及び認定新規就農者は、補助率を3/10<br>以内とし補助上限額は30万円とする。 |

### ●補助の取り消し(全部又は一部)について

- 1 補助金を本来の目的ではなく他の用途に使用したとき
- 2 補助金交付の条件に違背したとき

### ●申請方法について

補助金交付を希望される場合は申請書類等に必要事項を記入のうえ役場農林課へ令和4年5月31日(火)までに提出してください。

### ●書類の審査方法について

高山村農業振興協議会審査委員会において事業計画の妥当性や実現性について審査を行い決定されます。

### ●補助金の交付

この補助金は高山村農業振興協議会補助金交付要綱に基づく交付となります。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

## 高山村農作物被害(野生動物による) 対策事業補助金について

高山村では、村内の農産物栽培の安定化を図る為、野生動物被害の防止を目的とした防護対策(電気柵等)の設置経費について、補助金を交付致します。新たに電気柵等の設置を考えている方はご活用ください。

### ●補助対象者

次の要件を満たす方

- ①高山村内で農業経営を行う方
- ②2戸以上の複数戸で共同設置をする方。ただし、隣接する農地がない場合又は隣接する農地に防護対策が実施してある場合は、この限りではない。
- ③その他村長が認めた方

### ●補助率及び補助額

補助対象事業に要する経費の50%以内、事業費の上限は50万円未満とする。(最大25万円補助)

### ●対象農地

次の要件を満たす農地

①農業の目的に供される土地

②農作物の防護対策を目的とした補助金の交付を受けていないこと。ただし、過去に補助金の交付を受けた機械等の耐用年数が経過している場合又は、利用権の設定等により過去に補助金の交付を受けた方以外が耕作する場合は、この限りではない。

### ●事業期間

事業申請の年度内に完了する事業

### ●申請方法

高山村役場農林課まで申請書をご提出ください。

《お問い合わせ先》 高山村役場 農林課 ☎0279-26-7951(直通)

## 防災行政無線の機能に関するご案内

### ●メール配信サービス

登録していただいたメールアドレスに、防災行政無線の放送内容、災害情報、避難情報などをメールにて配信します。以下のアドレスに空メールを送信していただきますと、返信メールが通知されますので、内容を確認していただき、ご登録下さい。なお、iPhoneから空メールを送信される方は件名を「高山村」としてください。(登録は無料。パケット通信費はご本人の負担となります。)

### ●申込メールアドレス

bousai.gunma-takayama-vill  
@raidan2.ktaiwork.jp



### ●自動電話案内サービス

防災行政無線の放送を聞きのがした時、もう一度放送内容を聞きたい時などは、以下の番号に掛けていただくと放送内容を確認できます。(通話料はご本人の負担となります。)

### ●自動電話案内サービス電話番号

☎0279-63-2170

☎0279-63-2180

※どちらの番号からでもご利用可能です。

《お問い合わせ先》 高山村役場 総務課 ☎0279-63-2111(内線13)



## 『春の全国交通安全運動』

4月6日(水)～15日(金)にかけて春の全国交通安全運動が実施されます。

高山村においては、警察、交通指導員、交通安全協会高山支部等と連携し、朝の街頭指導や、小学校において交通安全教室等を開催します。

4月～5月にかけて、入学シーズンや大型連休を迎え、車の動きが活発に変化します。運転する方は子供や高齢者の安全を守る運転をお願いします。家庭・地域では子供や高齢者が出掛け際には自動車等に注意するよう声掛けをしましょう。

### ※4月10日(日)は全国の 「交通事故死ゼロを目指す日」

記録の残る昭和43年以降、毎日、交通死亡事故が発生しています。そこで、平成20年から、国民一人ひとりに、交通安全に対する意識を高めてもらうため、「交通事故死ゼロを目指す日」を設定しています。



## 5月は自動車税(種別割)の納期です

自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在で、運輸支局に登録されている自動車の所有者に課税されます。5月上旬に自動車税事務所から送付される納税通知書により、納期限までに納めてください。

### ●納期限 5月31日(火)

### ●納税場所

県内の金融機関、郵便局、自動車税事務所、行政県税事務所、コンビニエンスストア、インターネットバンキング、「Pay-easy(ペイジー)」対応のATM、Webサイト「F-REGI 公金支払い」からクレジットカードで納税できるほか、スマートフォンアプリ(LINE Pay、PayPay)を使用して納税できます。

※詳しくは5月に送付される納税通知書、または群馬県ホームページ(<https://www.pref.gunma.jp/>)にアクセスし、「自動車税特集」で検索)でご確認ください。

### ●その他

・口座振替納税をご利用の場合、5月31日(火)が引き落とし日となりますので、前営業日までに預金残高を必ずご確認ください。

※これから申し込まれる場合は、令和5年度の納税からのご利用となります。

・軽自動車、バイクには軽自動車税(種別割)がかかります。詳しくは、町村役場税務担当課にお問い合わせください。

### ●お問い合わせ先

吾妻行政県税事務所(☎0279-75-3300)

または群馬県自動車税事務所(☎027-263-4343)

※個人の事業税、不動産取得税もクレジット納税ができます。

## 令和4年度 村税等の納期について

令和4年度村税等の納期は下記のとおりですので、口座振替の方は納期限前に残高確認を、納付書払いの方は納期限までに納付して下さるようお願いいたします。

また、年度の途中でも口座振替の申し込みは受け付けていますので、希望される方は各担当課まで連絡してください。

令和4年度村税等納期一覧表

| 税目等        | 月別    | 担当課 | 4月                  | 5月                   | 6月                   | 7月                  | 8月                   | 9月                   | 10月                   | 11月                   | 12月                   | 1月                   | 2月                   | 3月                   |
|------------|-------|-----|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 村 県 民 税    | 税務会計課 |     |                     |                      | 1期                   |                     | 2期                   |                      | 3期                    |                       |                       | 4期                   |                      |                      |
| 固 定 資 産 税  | 税務会計課 |     |                     | 1期                   |                      | 2期                  |                      |                      | 3期                    |                       |                       | 4期                   |                      |                      |
| 軽 自 動 車 税  | 税務会計課 | 全期  |                     |                      |                      |                     |                      |                      |                       |                       |                       |                      |                      |                      |
| 国民健康保険税    | 税務会計課 |     |                     |                      |                      | 1期                  | 2期                   | 3期                   | 4期                    | 5期                    | 6期                    | 7期                   | 8期                   | 9期                   |
| 介護保険料      | 住民課   |     |                     |                      |                      | 1期                  | 2期                   | 3期                   | 4期                    | 5期                    | 6期                    | 7期                   | 8期                   | 9期                   |
| 後期高齢者医療保険料 | 住民課   |     |                     |                      |                      | 1期                  | 2期                   | 3期                   | 4期                    | 5期                    | 6期                    | 7期                   | 8期                   | 9期                   |
| 上下水道使用料    | 建設課   |     |                     | 3・4月分                |                      | 5・6月分               |                      | 7・8月分                |                       | 9・10月分                |                       | 11・12月分              |                      | 1・2月分                |
| 村営住宅使用料    | 建設課   |     | 毎月                  |                      |                      |                     |                      |                      |                       |                       |                       |                      |                      |                      |
| 学校給食費      | 教育課   |     | 毎月                  |                      |                      |                     |                      |                      |                       |                       |                       |                      |                      |                      |
| 納期限(振替日)   |       |     | 令和4年<br>5月2日<br>(月) | 令和4年<br>5月31日<br>(火) | 令和4年<br>6月30日<br>(木) | 令和4年<br>8月1日<br>(月) | 令和4年<br>8月31日<br>(水) | 令和4年<br>9月30日<br>(金) | 令和4年<br>10月31日<br>(月) | 令和4年<br>11月30日<br>(水) | 令和4年<br>12月26日<br>(月) | 令和5年<br>1月31日<br>(火) | 令和5年<br>2月28日<br>(火) | 令和5年<br>3月31日<br>(金) |

注意) 給料又は年金等から特別徴収(天引き)される場合はそれぞれの支払月となります。

※不明な点がございましたら、高山村役場各担当課までお問い合わせください。[代表電話 0279-63-2111]

## 軽自動車税(種別割)の減免申請について

令和4年度の軽自動車税(種別割)の減免を申請される方は、次の書類をお持ちの上、高山村役場税務会計課へお越しください。

- 減免を希望される軽自動車の「自動車検査証」
- 「身体障害者手帳」または「精神障害者保健福祉手帳」
- 「自立支援医療受給者証(精神通院)」※精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のみ
- 運転する方の「運転免許証」
- 印鑑
- 生計同一証明書(減免申請を受ける方が、身体障害者等と生計を一にする者である場合に必要となります)

す。)

- ・高山村役場保健みらい課で申請及び交付いたしますので、『軽自動車の車両番号がわかる書類・印鑑』をお持ちの上申請してください。

申請期間は4月4日(月)から4月25日(月)までです。

申請期間を過ぎますと、減免を受けられない場合がございます。また、自動車税の減免を受けている場合は、軽自動車税の減免は受けられません。ご不明な点等ございましたら、高山村役場税務会計課軽自動車税担当(☎0279-63-2111)までお問い合わせください。

## 軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)について

令和4年度の軽自動車税(種別割)の口座振替をご利用の方へ送付する納税証明書(継続検査用)につきましては、各金融機関からの納付情報を確認でき次第、継続検査(車検)の必要がある車両のみ送付いたしますので大切に保管してください。

## 高山村の子育て支援サービス

高山村では、安心して子育てができるように子育て支援策を実施します。保健みらい課が扱う主なサービス内容を下記のとおり紹介いたしますので参考にしてください。

### ◎児童手当

①**支給対象者** 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

#### ②支給額

| 児童の年齢      | 児童手当の額(1人当たり月額)        |
|------------|------------------------|
| 3歳未満       | 一律15,000円              |
| 3歳以上小学校終了前 | 10,000円(第3子以降は15,000円) |
| 中学生        | 一律10,000円              |

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給していますが、令和4年10月支給分から児童手当法の改正により特例給付の方は支給されなくなります。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

③**支給時期** 原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

●**認定請求** お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、認定請求書を提出すること(申請)が必要です。申請はお早めをお願いします。

※認定請求に必要な添付書類 ・ 手当振込先の通帳(請求者名義)

#### ●現況届

毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものですが、令和4年度から現況届の提出は原則不要となります。ただし、提出が必要な方は個別に通知します。

### ◎出産祝金支給事業

出産を祝し、次代を担う児童の確保を図るとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減と児童の健全育成を目的として出産祝金を支給します。

#### ①支給対象者

- (1) 出産した者又はその配偶者で、その出産児を養育する者
- (2) 出産時前1年以上の期間引き続き本村に居住し、住民基本台帳法の規定により登録を有している者(本村において生活実態のない者を除く。)
- (3) (2)の要件を満たす配偶者、子(ら)と同居し、かつ、その出産児が小学校に入学するまでの期間ともに本村に住所を有し居住する者

②**出産祝金の額** (1)第1子 200,000円 (2)第2子 300,000円 (3)第3子以降は500,000円

### ◎要保護児童対策地域協議会

保護者のない児童又は保護者に監護されることが不適當であると認められる児童の適切な保護、又は保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦への適切な支援を図るため、高山村要保護児童対策地域協議会が設置されています。

・ 虐待かと思われる事 ・ 育児での悩み事 ・ その他児童に関して気になる事等があればご相談ください。

## ◎乳児おむつ等購入費助成事業

乳児を扶養し、養育する保護者の経済的負担の軽減と福祉の向上及び少子化対策に寄与するため、乳児が必要とするおむつ等の購入費を助成します。

### ①支給対象者

高山村内に居住する満1歳に満たない者(乳児)を扶養し、高山村内に住所を有する保護者

### ②助成金の限度額

乳児1人につき月額3,000円(申請の際、領収証を持参してください。)

## ◎母子センター(保健センター内)

妊娠期から子育て期にわたるまで、お子さんが健やかに成長し、また保護者の方が安心して子育てが行えるように、相談や教室、訪問等を実施しています。

出産の準備や心配ごと、母乳やミルクは足りているか、離乳食の進め方、子どもの成長や発達に順調か、子育てが辛いなど、聞きたいことや心配なことがありましたら保健師や栄養士にご相談ください。

また、ことばや発達が心配なときは、児童相談所等の心理士による相談を受けることができます。

## ◎各種保健事業

保健センターでは、妊娠中・産後のお母さんの体調を確認するための妊産婦健康診査、お子さんの発育や発達を確認するための乳幼児健康診査を実施しています。

また、感染症からお子さんを守るための定期予防接種(無料)や任意予防接種(接種費用の一部補助)を実施しています。任意予防接種については、インフルエンザ(高校3年生相当の年齢までの方、妊娠中の方)等が対象です。

子育て支援に関する詳細は下記にお問い合わせください。

《お問い合わせ先》 ●高山村保健みらい課(保健福祉センター) ☎63-1311 ●児童相談所北部支所 ☎20-1010

なお、令和3年度まで保健みらい課で管轄していた下記の2事業については、令和4年度より教育委員会が管轄します。

## ◎保育所運営事業

0・1・2歳児の子どもを養育されていて、両親ともに就労等で昼間子どもの保育ができない家庭は保育所を利用することができます。

利用料は無料ですが、事前申し込みが必要で定員に達した場合や出生後8カ月経過していない子どもは預かることができないなど詳細のルールもありますので詳しくは下記にお問い合わせください。

## ◎児童館(学童保育)運営事業

昼間保護者等がいない家庭の小学校児童の健全育成対策の充実を図るため、児童館を設置・運営します。(対象児童は、1年生～6年生までです。)

利用料は無料ですが、おやつ代(500円/月)は保護者の負担となります。

《お問い合わせ先》 ●高山村教育委員会 ☎63-3046 ●高山村保育所・児童館 ☎63-2812



## 国民健康保険の切替手続きはお済みですか？

国民健康保険から社会保険等へ加入する場合(資格喪失)、または社会保険等から国民健康保険へ加入する場合(資格取得)は、**切替手続きが必要**です。

手続きの際には、下記のものをお持ちのうえ、高山村役場住民課までお願いします。

### ●国民健康保険から社会保険等へ加入する場合(資格喪失)

- ・新しく加入した社会保険等の健康保険証
  - ・国民健康保険被保険者証(返却)
- ※届け出が遅れると、社会保険等へ加入していても国

民健康保険税が請求されてしまいます。また、国保の保険証で受診してしまった場合は、国保分の医療費を返還していただきます。

※後期高齢者医療保険へ移行する場合には、手続きは必要ありません。

### ●社会保険等から国民健康保険へ加入する場合(資格取得)

- ・社会保険等離脱証明書
- ※届け出が遅れると、国民健康保険税を加入の月までさかのぼって請求します(最大3年間さかのぼります)

《お問い合わせ先》 高山村役場 住民課 ☎63-2111

## 高校生の保護者の皆様へ～高校生等就学費補助金について～

高山村では高等学校等(高等専門学校・専修学校などを含む)へ就学する生徒に対して、その費用の一部を補助する事業を実施していますので、該当される方は忘れずに申請してください。

- 対象者** 高等学校等に就学する生徒を扶養する保護者で、ともに高山村に住所を有する者
- 期間** 高等学校等を卒業するまでの間(3年間で限度

とします)

- 金額** 月額5,000円
- 申請手続** 補助金交付申請書に必要事項を記入して、高等学校等の在学証明書、住民票(世帯全員)を添付のうえ教育委員会に申請してください。
- ※対象となる方には申請書を郵送します。
- ※毎年申請が必要です。
- 申請期限** 4月28日(木)まで

《お問い合わせ先》 高山村教育委員会事務局 ☎63-3046

## マイナンバーカード・旅券(パスポート)の有効期間変更について

民法改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳へ引き下げとなりました。それに伴い、マイナンバーカード・旅券(パスポート)について、以下の内容が変更となります。

### マイナンバーカード 有効期間の基準年齢が20歳から18歳へ変更

- ・これからマイナンバーカードを申請される18歳以上の方のカードの有効期間が10年となります。

|              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| ◆ <b>変更前</b> | 申請受付日において20歳未満の場合は発行から5回目の誕生日まで  |
| ↓            | 申請受付日において20歳以上の場合は発行から10回目の誕生日まで |
| ◆ <b>変更後</b> | 申請受付日において18歳未満の場合は発行から5回目の誕生日まで  |
|              | 申請受付日において18歳以上の場合は発行から10回目の誕生日まで |

※令和4年4月1日以前に申請された20歳未満の方は、有効期間は従来の発行後5回目の誕生日までとなりますので、ご承知おきください。

### 旅券(パスポート) 有効期間10年の旅券発給等を申請できる年齢が20歳から18歳へ変更

- ・18歳以上の方が有効期限10年のパスポートを取得できるようになります。(希望であれば有効期間5年の旅券発給等を申請できます)

《お問い合わせ先》 高山村役場住民課 ☎0279-63-2111



## 成年年齢引下げに伴う新成人の消費者トラブルに注意

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳になります。

成人になると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意思で契約ができたり、高校生でもローンを組んだり、クレジットカードが作れるようになります。

未成年者の場合、親などの法定代理人の同意がない契約については取り消すことができますが、成人になると民法の「未成年者取消権」に基づく取消しができなくなります。そのため、保護がなくなったばかりの高校・大学在学中などの新成人をねらい打ちにする悪質な業者がいます。

新成人をターゲットにした悪質商法によるトラブルに巻き込まれないようご注意ください。契約や買い物は、しっかりと「考えて」から。



### 《お問い合わせ先》

■契約や買い物で「困ったな」と思ったら

消費者ホットライン188

■貸金業に関する問い合わせ

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター ☎0570-051-051

関東財務局前橋財務事務所 理財課 ☎027-896-2909

■警察に対する相談は #9110

私たちの生活に関わる  
お金や金融の仕組みに  
についても知っておこう!



## 令和4年度 行政相談開催日

行政委員は都筑誠哉さんです。

行政相談では、

- 苦情や困っていることがあるが、どこに相談してよいか分からない。
- 国などの行政機関に苦情や意見・要望を言いたい。
- 手続きやサービスの制度や仕組みが分からない。

…などの相談に行政相談委員が応じます。相談は無料で、秘密は厳守されます。

### 令和4年度 行政相談開催日

| 開催日 |        | 開催時間 |       | 開設場所         |
|-----|--------|------|-------|--------------|
| 月   | 日(曜日)  | 開始   | 終了    |              |
| 4月  | 14日(木) | 9:00 | 12:00 | 役 場<br>2階会議室 |
| 6月  | 9日(木)  |      |       |              |
| 8月  | 18日(木) |      |       |              |
| 12月 | 8日(木)  |      |       |              |
| 2月  | 9日(木)  |      |       |              |

※ 10月は、行政相談委員・人権擁護委員・民生児童委員による合同相談会を開催する予定です。開催日程が決まりましたら改めてお知らせいたします。

《お問い合わせ先》 高山村役場 総務課 ☎(直通)0279-26-7942

## 住民票・戸籍の謄本等の交付申請について

住民票・戸籍の謄本等の交付申請には、下記のものが必要となりますので、申請時にご用意ください。  
なお、各証明書の申請には、押印は不要となりました。

| 証明書の種類  | 窓口に来る人                             | 委任状 | 本人確認書類 |
|---------|------------------------------------|-----|--------|
| 住民票     | 本人                                 | 不要  | 要      |
|         | 同一世帯員 <sup>*1</sup>                |     |        |
|         | 別世帯の代理人                            | 要   |        |
| 戸籍の謄本等  | 本人                                 | 不要  |        |
|         | 配偶者・直系血族 <sup>*2</sup>             |     |        |
|         | 配偶者・直系血族以外の代理人                     | 要   |        |
| 印鑑登録証明書 | 本人又は本人以外の代理人<br>(印鑑登録証(緑の手帳)が必要です) | 不要  |        |

※1 同一世帯員…世帯分離をしている方は対象となりません。

※2 直系血族…本人から見て父母・祖父母・子・孫などの直系にあたる方。配偶者の父母・祖父母などは直系血族ではありません。また、すでに戸籍が別になった兄弟姉妹のものを申請する場合は、委任状が必要になります。

### ●本人確認書類

| 請求者等                                   | 本人確認書類                                                                                                                                                                                                                 |         |                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1点で足りるもの(国若しくは地方公共団体の機関が発行した写真入り身分証明書) | 運転免許証 パスポート 住基カード(写真入り) 外国人登録証明書 海技免状 小型船舶操縦免許証 船員手帳 猟銃・空気銃所持許可証 療育手帳 戦傷病者手帳 電気工事士免状 教習資格認定証 認定電気工事従事者認定証 耐空検査員の証 航空従事者技能証明書 無線従事者免許証 宅地建物取引主任者証 動力車操縦者運転免許証 身体障害者手帳 特殊電気工事資格者認定証 運航管理者技能検定合格証明書 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書 |         |                                                                                                                                                    |
| 2点必要となるもの                              | ①に掲げるもの及び②に掲げるもの各1点<br>②に掲げるものを提示できないときは①に掲げるものを2点                                                                                                                                                                     |         |                                                                                                                                                    |
|                                        | ①                                                                                                                                                                                                                      | 写真のない書類 | ・国民健康保険、健康保険、船員保険、若しくは介護保険の被保険者証<br>・共済年金若しくは恩給の証書<br>・国民年金、厚生年金保険、若しくは船員保険に係る年金証書<br>・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・住基カード(写真無し)<br>・戸籍(住民票)交付申請書に押印した印鑑の印鑑登録証明書 |
|                                        | ②                                                                                                                                                                                                                      | 写真入り書類  | ・学生証 ・法人が発行した身分証明書<br>・国若しくは地方公共団体が発行した資格証明書                                                                                                       |

### ●「委任状」提出の注意点

「委任状」は必ず請求者(使う人)本人が全て記入してください。

申請当日に「委任状」がない場合は、証明書の交付ができませんので、必ず事前に「委任状」を請求者本人に書いてもらってください。(「委任状」は高山村役場住民課窓口においてあります)

※平日に役場へ来られない方、またはご不明な点がある場合は、住民課(☎0279-63-2111)にお問い合わせください。

## 人口と世帯数 (3月1日現在)

|     |         |       |
|-----|---------|-------|
| 人口  | 3,490人  | (- 4) |
| 男   | 1,731人  | (- 4) |
| 女   | 1,759人  | ( 0)  |
| 世帯数 | 1,462世帯 | ( 0)  |

※( )内は、前月との比較

## 納税等 ★印が4月に納めていただく税等です。

|     | 村県民税 | 固定資産税 | 軽自動車税 | 国民健康保険税 | 介護保険料 | 後期高齢者医療保険料 | 上下水道使用料 |
|-----|------|-------|-------|---------|-------|------------|---------|
| 4月  |      |       | ★     |         |       |            |         |
| 5月  |      | ●     |       |         |       |            | ●       |
| 6月  | ●    |       |       |         |       |            |         |
| 7月  |      | ●     |       | ●       | ●     | ●          | ●       |
| 8月  | ●    |       |       | ●       | ●     | ●          |         |
| 9月  |      |       |       | ●       | ●     | ●          | ●       |
| 10月 | ●    | ●     |       | ●       | ●     | ●          |         |
| 11月 |      |       |       | ●       | ●     | ●          | ●       |
| 12月 |      |       |       | ●       | ●     | ●          |         |
| 1月  | ●    | ●     |       | ●       | ●     | ●          | ●       |
| 2月  |      |       |       | ●       | ●     | ●          |         |
| 3月  |      |       |       | ●       | ●     | ●          | ●       |

税金は 社会を支える あなたの会費

## 健康ガイド

### 4月の 当番医 予定表

※診療時間は午前9時から午後5時までです。できるだけ時間内に受診してください。

※急患のための当番医制度ですので、緊急患者以外の受診はご遠慮願います。

※在宅待機のため、原則として往診は致しません。 ※専門外の疾患の場合は対応しかねることもあります。

| 日        | 科 | 内 科                     | 外 科                     | 休日夜間当番病院                |
|----------|---|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 3日(日)    |   | 吾妻脳外循環科<br>東吾妻町(68)5211 | 原町赤十字病院<br>東吾妻町(68)2711 | 原町赤十字病院<br>東吾妻町(68)2711 |
| 10日(日)   |   | くりはら医院<br>東吾妻町(68)0355  | 吾妻さくら病院<br>中之条町(75)3011 | 吾妻さくら病院<br>中之条町(75)3011 |
| 17日(日)   |   | 四万診療所<br>中之条町(64)2136   | 原町赤十字病院<br>東吾妻町(68)2711 | 原町赤十字病院<br>東吾妻町(68)2711 |
| 24日(日)   |   | 田島病院<br>中之条町(75)3350    | 吾妻さくら病院<br>中之条町(75)3011 | 吾妻さくら病院<br>中之条町(75)3011 |
| 29日(金・祝) |   | 東吾妻町診療所<br>東吾妻町(59)3010 | 西吾妻福祉病院<br>長野原町(83)7111 | 西吾妻福祉病院<br>長野原町(83)7111 |

## 人間ドック受診費補助制度について

本村では、人間ドックを受診された方に対し、下記のとおり受診費の補助を実施しています。社会保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者でそれぞれ補助額等が異なりますので、内容を確認の上、ご利用ください。

### < 補 助 制 度 の 概 要 >

#### ●社会保険加入者

- ・対 象 者 満30歳以上で本村に住所を有する者
- ・補 助 対 象 人間ドック
- ・補 助 額 1人 10,000円を限度とする(1人 年度1回のみ補助)
- ・申 請 方 法 保健みらい課窓口(保健福祉センター)に領収書・印鑑・口座番号がわかるものを持参してください。
- ・受 診 方 法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医 療 機 関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・お問い合わせ先 保健みらい課(保健センター内) ☎63-1311

#### ●国民健康保険加入者

- ・対 象 者 満35歳以上75歳未満で高山村の国民健康保険に1年以上加入している者、または加入すると認められる者で国保税を完納している世帯に属する者
- ・補 助 対 象 人間ドック
- ・補 助 額 1人 30,000円を限度とする(1人 年度1回のみ補助)
- ・申 請 方 法 住民課窓口(保健福祉センター)に領収書・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。
- ・受 診 方 法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医 療 機 関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・そ の 他 なお、村が実施している特定健診(集団健診・個別健診)を受けた方は、人間ドック受診費補助対象にはなりません。
- ・お問い合わせ先 住民課 ☎63-2111

#### ●後期高齢者医療加入者

- ・対 象 者 群馬県後期高齢者医療被保険者で、本村に住所を有し、保険料を完納している者
- ・補 助 対 象 人間ドック
- ・補 助 額 1人 20,000円を限度とする(1人 年度1回のみ補助)
- ・申 請 方 法 住民課窓口(保健福祉センター)に領収書・口座番号がわかるもの及び人間ドック健診結果を持参してください。  
なお、申請期間は4月から翌年1月末日までをお願いします。
- ・受 診 方 法 受診を希望する方は、直接医療機関に予約をして受診してください。
- ・医 療 機 関 人間ドック受託可能な医療機関
- ・そ の 他 なお、村が実施しているご長寿健診(集団健診・個別健診)を受けた方と脳検査項目のみの脳ドックは、人間ドック受診費補助対象にはなりません。
- ・お問い合わせ先 住民課 ☎63-2111



## フレイル予防で元気に長生き

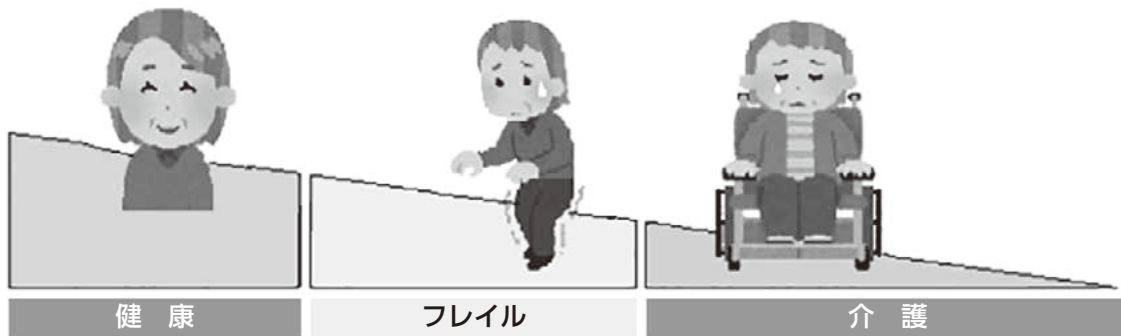
——いつまでも自分の事は自分で出来るよう、フレイルを予防しましょう。——

### ◎フレイルとは

年齢とともに、活動能力がじわじわと低下していくことを**フレイル**といいます。

何もしなければ筋力や認知面の低下から、転倒しやすくなったり、閉じこもりがちになったりします。

フレイルを予防するためには、身体活動・栄養・社会参加の3つのポイントが重要です。気をつけることで健康な状態に戻ることも出来ます。



### ◎フレイル予防のための運動①

1. 膝の力を鍛える(回数：左右とも各5回)



- ①椅子に深く腰掛ける。
- ②片側の膝をゆっくり伸ばして、5秒間静止する。

2. 股の力を鍛える(回数：左右とも各5回)



- ①椅子に深く腰掛ける。
- ②片足をゆっくり挙げて5秒間静止する。

### <運動を行う時の注意>

- ・運動はゆっくりと行いましょう。
- ・運動は息が切れない程度の強さで行いましょう。
- ・痛みがある場合は、中止しましょう。
- ・筋肉痛などの場合は、軽めに行いましょう。
- ・鋭い痛みや腫れが出た場合は、かかりつけ医を受診しましょう。

【資料提供：群馬リハビリテーション病院】